

一宮市立大和中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、「笑顔 輝け 大中」のもと、心身ともに健康で、知・徳・体の調和のとれた、思いやりのあるたくましい生徒の育成をめざしています。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でもいじめの被害者にも加害者にもなりうるものです。教職員は、この基本的な考え方の基に、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめ問題に対応していきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはなりません。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できるように、豊かな体験活動や生徒が主体となって活躍できる活動の充実を図るとともに、温かい言葉かけを中心とした生徒と生徒、生徒と教員のふれあいの場を大切に、相談活動を充実させ、いじめの防止と解消に努めます。

2 いじめ防止対策組織

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、「いじめ対策委員会」を設置し組織対応をしていきます。

(1) いじめ対策委員会

ア 委員会のメンバー

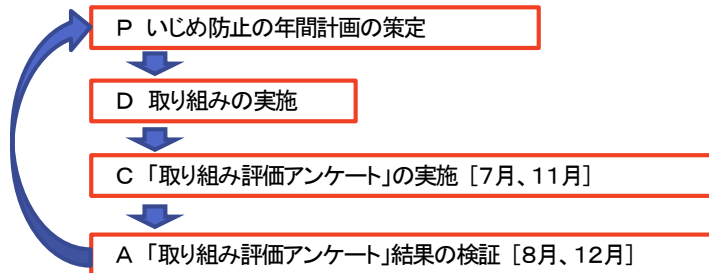
校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援学級主任、いじめ対策主任、不登校対策主任、事務部代表、生徒指導担当とし、状況に応じて該当生徒の担任、スクールカウンセラー・心の教室相談員などを加えます。

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせます。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応します。

(2) 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

ア 取り組みの実施と進捗状況の確認



イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。
- ・ Q-U、生活アンケート、一日観察日、教育相談の結果、生徒指導記録、いじめ対策委員会等で検討した内容の情報集約と共有を図り、職員会議等で共通理解と意識啓発を図ります。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載します。
- ・ 学校だよりや学校ウェブサイト等を通して、随時いじめ防止・早期発見にむけての取り組み状況を発信します。
- ・ 学校運営協議会制度を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努めます。

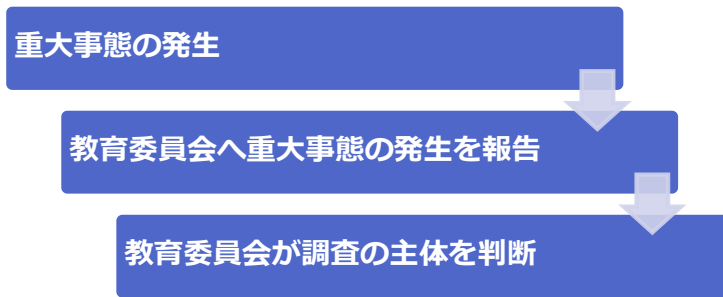
エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、いじめ対策委員会をもち、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援チームを組織します。
- ・ 事案への対応については、委員会が適切なメンバー構成を検討し対応します。また、事案に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応します。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の経過を見守り、継続的な指導・支援を行います。

オ 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ・ 学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えたり、関係諸機関との連携を図ったりして、対応します。
- ・ 調査結果については、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供します。

■ 重大事態の対応フロー図



(注) 重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

◎ 学校が主体となった場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。
- ※ 関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取り組みの検証を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

「いじめ対策ハンドブック」(※一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成)を参考に、いじめ対策に取り組みます。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア いじめ防止対策についての校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、いじめに対する共通理解、生徒理解、いじめ未然防止や早期対応についての教員の資質向上に努めます。
- イ 教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方について細心の注意を払うよう徹底します。
- ウ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせるよう努めます。
- エ 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学年・学級づくりをすすめます。
 - ・ 生活アンケートやQ-U、個人面談(教育相談)を実施して、学年・学級経営を見直し、より良い人間関係づくりに努めます。
 - ・ 申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努めます。
 - ・ ピア・サポートなど生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を随時行い、いじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- カ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、豊かな体験活動や生徒が主体的に活躍できる活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導します。
- ク 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 日頃の生徒のささいな変化やけんかやふざけなど気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整えます。
- イ 生活ノート、生活アンケート、一日観察日の設定、定期および随時の個人面談(教育相談)を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対しては、継続的な見守りを行います。
- エ 生徒が相談しやすい環境を整えます。

- ・ 教員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ・ 校内に相談箱を設置し、どの教職員にも相談できるようにします。
- ・ 相談室だよりの発行と学校ウェブサイトでの公開を通して、県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員の相談室の在室予定日時を生徒および保護者に周知します。
- ・ 学校以外の相談窓口の一覧を配布と学校ウェブサイトで公開を通して、生徒および保護者に周知します。全家庭にお知らせします。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- オ 「ネット上のいじめ」については、必要に応じて警察や法務局と連携して対応します。また、日頃から情報モラル教育の充実を図ります。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行い、再発防止に努めます。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による学校評価や保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取り組みの検証を行います。

■ 一宮市立大和中学校いじめ防止の取り組みの年間計画

	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
日常的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめを含めた生徒情報の収集と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会における講話 ● 豊かな体験活動、道徳教育の充実 ● 分かる授業の展開 ● 校内環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康観察 ● 生活ノート ● 相談箱 ● SCによる校内巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大和町あいさつの日 ● ボランティアによる読み聞かせ活動 ● ボランティアによる校内緑化・環境整備活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校いじめ防止基本方針」の確認、学校ウェブサイトでの公開 ● 支援委員会での方針・情報交換。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康調査・健康診断 ● 相談室やSCを生徒、保護者へ周知 ● NRTの実施 ● 1年宿泊学習を通じた生徒相互理解への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断 ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学年保護者会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談室やSCを生徒、保護者へ周知 ● 情報モラル指導(スマホ安全教室) ● 第一回 hyperQU の実施 ● 3年修学旅行を通じた生徒相互理解への取り組み ● 小中連絡会 ● NRT の検証と対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 ● 教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営協議会での「学校いじめ基本方針」についての評価・検討 ● 学校公開日
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● 取り組み評価アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年自然教室を通じた生徒相互理解への取り組み ● ピア・サポートを含む現職教育人間関係力向上の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート(親子) ● 一日観察日 ● 教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大和中学校校区健全育成会 ● 保護司との連絡会 ● 学校公開日 ● 大和3校学校運営協議会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● 取り組み評価アンケート結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回 hyperQU結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生児童委員協議会との連絡会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人懇談会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● いじめ基本方針の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校公開日
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 合唱祭を通じた生徒相互理解への取り組み ● 健全育成講演会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校公開日(合唱祭)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● 取り組み評価アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育祭を通じた生徒相互理解への取り組み ● 第2回 Q-U の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート(親子) ● 一日観察日 ● 教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校公開週間 ● 学校公開日(体育祭)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● 取り組み評価アンケート結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大和中人権週間」での講話、いじめ防止に向けた生徒の主体的な活動 ● 第2回 Q-U 結果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人懇談会

1 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● いじめ対策を含む学校評価の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ対策を含む学校評価アンケートの実施と結果の検証 ● 個人懇談会(3年)
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● 学校評価の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3年生を送る会を通じた生徒相互理解への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート(親子) ● 一日観察日 ● 教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学説明会 ● 学校運営協議会における学校評価自己評価に対する評価
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援委員会 ● 学校関係者評価結果を検証のうえ「学校いじめ基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活アンケート ● 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校公開日